

山梨県営柚ノ木発電所などの売電に係る入札

質問回答書

第1回 回答（質問受付日：令和8年6月9日）

番号	質問内容	回答
1	仕様書の第9項 環境価値メニューの設定において、以下2プランの記載がありますが、これは両方のプランの設定が必要なのでしょうか？ あるいはどちらか一方の設定のみでもよろしいでしょうか。 プラン①（使用する電力を水力100%とみなすプラン） プラン②（使用する電力を実質再エネとするプラン）	どちらか一方のみの設定ではなく、両方のプランを設定する必要があります。

第2回 回答（質問受付日：令和8年6月16日）

番号	質問内容	回答
2	・入札説明書 10 入札保証金及び契約保証金(2)契約保証金 「規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。」とありますが、落札後、契約の際に、該当事実を証明する書類の提出は必要となりますでしょうか。	一般競争入札参加資格審査申請書により、山梨県財務規則第109条の2の規定に該当する者が審査を行い、該当しない者は、落札者決定から契約締結までの間に、契約保証金の納付、もしくは保証書の提出が必要となります。 落札後、契約保証金の免除を証明する書類の提出は必要ありません。

第3回 回答（質問受付日：令和8年6月17日）

番号	質問内容	回答
3	・仕様書「9 環境価値メニューの設定」の（1）環境価値電力料金メニューについてです。 現行の非 FIT 非化石証書の制度上、1月から12月に発電された電力に関する非化石価値について、証書の取得年度4月から3月に需要地点に供給された電力に活用されるため、1月から3月に発電された電力の非化石価値については、同1月から3月に供給された電力には活用できないものと認識しています。 参考：非化石価値取引について－再エネ価値取引市場を中心に－ 11 頁 資源エネルギー庁 2023 年 2 月 9 日 https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/01_ANRE_230209_RE-Users.pdf 本件についてアフリーマッチングを行う認識ですが、上記期間についてどのように検討されておりますでしょうか。 例：1月から3月に供給される電力については、電力量のみマッチングさせたいうえで、非化石価値については前年4月から12月に発電された同等の電力の非化石価値をオフセットさせる、など。	非化石証書については、1月から3月に需要家へ供給した電力に対して、前年1月から12月に発電した電力に係る非化石証書を使用し、その非化石価値をオフセットすることで考えています。 なお、環境価値メニューのプラン①につきましては、1時間単位ではなく、30分単位で発電した電力量と需要家に供給した電力量をマッチングさせた上で、非化石価値をオフセットすることを想定しています。
4	・環境価値を付加した電力料金メニューの単価設定は、落札した企業に一任するという認識でよろしいでしょうか。	電力料金メニューの料金単価は落札者に一任しますが、環境価値相当分の加算単価は仕様書のとおりに設定いただくものとし、販売前に確認をさせていただきます。

第4回 回答（質問受付日：令和8年6月22日～25日）

番号	質問内容	回答
5	入札参加申請書の添付資料の原本・写し（入札説明書7条（4）） 入札説明書7条（4）において、入札参加申請書への添付資料として登記簿謄本・印鑑証明書・財務諸表・納税証明書等の提出が求められています。これらの添付資料について、原本の提出は必要でしょうか。写し（コピー）の提出で宜しいでしょうか。	登記簿謄本・印鑑証明書は原本をご提出ください。納税証明書は原本・写しの指定はありません。
6	再度入札の運用（入札説明書9条（8）） 入札説明書9条（8）において、予定価格以上の入札がない場合に再度入札を行う旨が規定されており、入札回数は最大2回とされています。以下2点について確認します。 （1）「入札回数2回まで」とは、最初の入札と再度入札の合計が2回という理解でよいでしょうか。すなわち再度入札は1回のみでしょうか。その際の応札方法とあわせて確認させていただきたく存じます。 （2）再度入札においても予定価格以上の入札がなかった場合、入札説明書9条（10）イの随意契約に移行するとされています。この場合、見積単価は最初の入札における最高価格を下回ることなく提示することが求められるでしょうか。	（1）再度入札は1回のみになります。応札方法は、1回目の入札と同様に、入札書（様式3）により作成し、封筒に入れ密封して提出ください。 （2）随意契約における見積単価自体に特段の指定はないものの、再度入札において予定価格以上の応札がなく不調となった経緯を踏まえると、不調時の価格で契約が成立することは現実的ではありません。
7	随意契約移行時の価格交渉（入札説明書9条（10）イ） 再度入札によっても落札に至らなかった場合、入札説明書9条（10）イに基づき随意契約に移行し、当該入札で最高の価格をもって申し込みをした者から見積書を徴するとされています。この場合、見積単価について価格交渉は行われますでしょうか。また見積単価の水準に関して制約はありますか。	最高価格提示者と条件及び価格について協議を行い、合意に至った場合には、見積書の提出をもって契約が成立するものとします。

8	契約保証金の納付方法（入札説明書 10 条（2）） 入札説明書 10 条（2）において、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約と同時に納付する必要があるとされています。以下 2 点について確認します。 （1）納付方法として、現金納付のほか、履行保証保険証券や銀行等の保証書による代替は認められますか。 （2）山梨県財務規則第 109 条の 2 に規定する「契約保証金の免除」に該当する条件を教えてください。	（1）落札者が負う金銭債務の保証を確認できる証書の提出があった場合には、その保証書を現金納付の代替として扱います。 （2）一般競争入札参加資格審査申請書を審査し、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に、契約保証金の納付を免除します。
9	天科発電所の予定電力量減少（仕様書 4 条（3）・別紙 5） 仕様書 4 条（3）において、天科発電所の令和 12 年度予定売電電力量が 30,230 千 kWh と、他年度（43,300 千 kWh）に比べて大幅に減少（約▲30%）しています。令和 12 年度における停止期間（開始・終了の見込み時期）および停止理由を教えてください。	天科発電所の令和 12 年度における停止期間は、令和 12 年 10 月から令和 13 年 2 月までの 5 ヶ月間の予定であり、停止理由は、水車発電機等分解点検によるメンテナンスによるものです。
10	西山・柚ノ木発電所の停止計画（仕様書 4 条（6）・別紙 5） 別紙 5「設備の更新及び修繕等に伴う停止見込み」において、西山発電所および柚ノ木発電所について複数年度にわたる停止計画について確認します。 （1）西山発電所について、令和 10 年度第 3・4 四半期に 120 日間、令和 11 年度第 1～4 四半期に 335 日間の停止（水車発電機等改修工事）が計画されています。各停止期間の開始・終了の見込み時期（月単位）を教えてください。また、停止時期について変更頂くことは可能でしょうか。 （2）柚ノ木発電所について、令和 10 年度第 3・4 四半期に 135 日間（水車発電機等分解点検）、令和 11 年度第 1 四半期に 30 日間（水車発電機等分解点検）の停止が計画されています。各停止期間の開始・終了の見込み時期（月単位）を教えてください。	（1）西山発電所の停止期間は、令和 10 年 12 月から令和 12 年 2 月までの 15 ヶ月間で計画していますが、今後の発注状況及び工事請負者との協議により変更となる可能性があります。なお、本件買受人との協議による停止期間の変更はできません。 （2）柚ノ木発電所の停止期間は、令和 10 年 11 月から令和 12 年 4 月までの 6 ヶ月間で計画していますが、今後の発注状況及び工事請負者との協議により変更となる可能性があります。

1 1	環境価値メニューの設定義務の範囲（仕様書 9 条） （１）仕様書 9 条の冒頭に記載された「県営水力発電所に限定した環境価値を付加した電力料金メニューを設定し、企業局と共同運営を行う。」に関して、「企業局との共同運営」とありますが、買受人に求められる具体的な実施内容（営業活動、広報活動、顧客紹介、共同イベント開催等）についてご教示ください。 （２）買受人は当該メニューを設定し販売活動を行うものと理解しておりますが、需要家との契約締結に至らなかった場合の取扱いについてご教示ください。また、買受人に対し、当該メニューの販売活動に関して、契約件数、販売電力量等に関する最低達成義務、販売目標その他買受人に期待される事項がある場合は、その内容をご教示ください。 （３）仕様書9条（１）の環境価値電力料金メニュー①及び②について、買受人は①②双方のメニュー設定が必要でしょうか。又は、いずれか一方のメニュー設定で足りるのでしょうか。 また、メニュー①については、県営水力発電所由来の電力量が不足する場合に買受人が追加調達により不足分を補填することが想定されているものと理解しておりますが、当該補填義務を伴うメニュー①についても設定が必須でしょうか。 さらに、双方の設定が必要な場合、販売義務又は販売実績要件についても双方のメニューに対して求められるのでしょうか。 （４）仕様書9条（１）の環境価値電力料金メニュー①及び②について、需要家への販売実績、販売電力量又は販売件数等の報告義務がある場合は、その内容及び報告頻度をご教示ください。 （５）当該メニューにおける需要家向けの電力料金単価について、企業局による承認、協議又は制約等がありますでしょうか。また、仕様書9条（１）記載の環境価値相当分の加算単価は、買受人が需要家へ請求できる上限額を定めたものであり、買受人は当該上限額の範囲内で任意に設定できると	（１）具体的な実施内容を義務として求めるものではありませんが、買受人が行う販売活動に対して、企業局が共同運営者として販売促進や PR などに協力するものです。 （２）需要家との契約締結に至らなかった場合であっても、計画電力量 50GW に達し無い限り、随時募集をかけていただきます。また、契約件数や販売電力量に対する達成義務等は特に設けておりません。買受人には、計画電力量に達するための魅力的な料金設定や県営水力の効果的な PR 等を期待いたします。 （３）どちらか一方のみの設定ではなく、両方のプランを設定する必要があります。販売実績要件は、入札公告 2（８）の販売実績を求めるものであり、環境価値メニューの販売実績の有無は求めません。 （４）需要家からの契約又は解約の申し出があった時点で、随時報告をしていただきます。販売実績、販売電力量、及び販売件数等は、年間の販売実績が確定した時点で、報告いただくことを想定しています。 （５）電力料金メニューの料金単価は買受人に一任しますが、環境価値相当分の加算単価は仕様書記載の上限額の範囲内で設定いただくものとし、販売前に確認をさせていただきます。
-----	---	---

	の理解でよろしいでしょうか。 (6) 仕様書9条に基づく需要家向け電力料金及び環境価値相当額は、買受人と企業局との間で締結する電力受給契約書第6条の電力量料金とは独立したものとの理解でよろしいでしょうか。相互に関連する場合は、その算定方法及び精算関係についてご教示ください。 (7) 仕様書9条(3)の「加算単価分は、契約書第6条により算定される電力量料金との精算を行わない」とは、需要家から受領した環境価値相当額について企業局との間で精算を行わず、当該金額は買受人に帰属するという理解でよろしいでしょうか。相違する場合は、環境価値相当額の帰属及び取扱いについてご教示ください。 (8) 仕様書9条(5)において、「環境価値メニューの設定及び共同運営にあたっては、企業局と買受人で協議を行い、覚書を締結するものとする」とありますが、当該覚書において定める事項として現時点で想定されている内容をご教示ください。 また、当該覚書は仕様書及び電力受給契約書に定める事項を補完するための運用上の取決めを定めるものとの理解でよろしいでしょうか。 仕様書又は電力受給契約書に定めのない追加的な義務又は費用負担を買受人に求めることを想定している場合は、その内容をご教示ください。	(6) お見込みのとおりです。 (7) お見込みのとおりです。 (8) 販売期間、販売容量、環境価値相当分の加算単価、守秘義務等を想定しています。また、買受人に対して追加的な義務又は費用負担を求めることは想定していません。
1 2	実証試験の契約への影響(仕様書10条) 仕様書10条において、企業局が柚ノ木発電所にて蓄電池(1,000kW/75kWh)を活用した需給調整市場向け実証事業を計画している点について。 (1) 当該実証試験の実施により、柚ノ木発電所の発電パターンまたは30分ごとの発電電力量(発電計画値)に変動が生じる可能性はありますでしょうか。また、当該変動に起因してインバランス料金その他の費用が発生した場合の負担関係についてご教示ください。	(1) 柚ノ木発電所の発電パターンは変更ありませんが、30分毎の発電電力量(発電計画値)に変動が生じる可能性はあります。発電計画に反映するデータは事前に提供するものとしますが、当該実証試験におけるインバランス料金が発生した場合は、起因者負担とし、買受人が負わないこととします。

	(2) 当該実証試験の予定期間についてご教示ください。また、実施時期の調整について要望できるか合わせてご教示ください。 (3) 実証内容に関する情報共有のための秘密保持契約について、締結のタイミングおよび情報共有の範囲を教えてください。	(2) 実証試験の開始時期、及び予定期間は未定です。 (3) 本番環境にて実証試験を開始する前に秘密保持契約を結ぶこととなりますが、現時点で時期未定です。情報共有の範囲は、蓄電池の充放電の電力量を想定しています。
1 3	第三者への電力卸売・BG内融通（契約書第11条） 契約書第11条ただし書きに「あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合」は権利義務の譲渡等が認められると規定されています。以下2点について確認します。 (1) 買受人が受給する電力量を、買受人のバランシンググループ（BG）内において融通することは、第11条の「譲渡」に該当せず実施可能でしょうか。または書面承諾の対象となりますでしょうか。 (2) 前条について買受け人のバランシンググループ以外の小売事業者への卸販売は認められますでしょうか。 (3) 書面による承諾のタイミングについて、本契約の締結以降（受給期間開始前）に申請・取得することは認められますでしょうか。	(1) 権利義務は、発電した電力を引き取る義務とその電力の対価を支払う義務を想定していますので、受給する電力量をBG内において融通することは権利又は義務の譲渡に抵触しないと考えます。 (2) 前述のとおり、小売電気事業者への卸販売は権利又は義務の譲渡に抵触しません。 (3) 原則として禁止していますが、権利義務の譲渡等ある場合は、その事実が発生する前に、書面により甲の承諾を得る必要があります。
1 4	甲起因のインバランス料金の取扱い（電力受給契約書第10条2項） 乙側でインバランスリスクを負担する前提での応札を検討するにあたり、以下について質問します。 (1) 契約期間中における突発的な発電停止の発生実績または発生率の目安をご教示ください。可能でしたら複数年ご提供頂きたく存じます。 (2) 仕様書5条（2）に基づき通知される発電計画値について、実績値に対する予測精度（過去実績）をご教示ください。可能でしたら複数年ご提供頂きたく存じます。 (3) 甲の原因によるインバランス料金が発生した場合の取扱いについて、買受人に過大な負担が生じないよう、負担関係の整理または協議の余	(1) 参加資格を有すると通知を受けた者で、希望する者に提示します。 (2) 参加資格を有すると通知を受けた者で、希望する者に提示します。 (3) 実証試験におけるインバランス料金は起因者負担としますが、その他の原因によるインバランス料金は買受人負担になります。

	地を設ける内容への見直しをご検討いただくことは可能でしょうか。	す。
1 5	契約解除時の損害賠償範囲（電力受給契約書第13条） （１）第13条第5項及び第6項に規定する得べかりし利益は、第13条第4項に規定する損害賠償とは別に請求されるものでしょうか。 （２）契約書案第13条第5項及び第6項に規定する得べかりし利益については、応札価格の検討にあたりリスク評価上重要な要素となるため、買受人に過大な負担が生じないよう、算定範囲の限定その他の見直しをご検討いただくことは可能でしょうか。	（１）契約書第 1 3 条第 5 項のとおり、第 4 項に規定する損害賠償の範囲は、契約解除日の前日までの電力量料金とその遅延利息のほか、甲が得べかりし利益となります。 （２）得べかりし利益については、契約書第 1 3 条第 6 項の規定のとおり算出するものであり、見直しはありません。
1 6	現在の契約者と契約単価について教えてください。	・ 柚ノ木発電所 契約者：(株) パルシステム電力・(株) UPDATER・ (株) 地球クラブ JV 契約単価：1 4 . 4 1 円（税抜） ・ 広瀬、天科、奈良田第一、第二、第三、西山発電所 契約者：東京電力エナジーパートナー（株） 契約単価：プロポーザル方式による選定のため非公表
1 7	月々のお支払については振込の対応は可能でしょうか。	支払いにつきましては、口座振込にてお願いしております。
1 8	納付書払いの場合、窓口納付が必要な形式となりますでしょうか。また指定銀行(収納契約先)に三井住友銀行は含まれておりますでしょうか。現在銀行窓口での納付書支払の取り扱いがなくなっておりますので窓口納付以外でのお支払い方法での契約を希望いたします。	前述のとおり、口座振込にてお願いしております。
1 9	契約書の内容については落札後、加筆・修正等の協議は可能でしょうか。	契約期間（2 年・3 年・4 年）の選択、西山発電所のオプションの有無により契約書の内容を修正しますが、その他の内容の加筆又は修正等については、入札の公平性を損なうおそれがあるため対応できません。

2 0	入札書（委任状）に記載する日付の指定はありますでしょうか。	入札書および委任状に記載する日付は、参加資格審査結果の通知日から入札日までの日付を記入ください。
2 1	契約予定期間中に取引用電力量計やVCT交換の予定はありますでしょうか。もし予定されている場合、その費用は発注者様のご負担となりますでしょうか。	取引用電力量計は一般送配電事業者の所有物のため、更新時期は把握していません。なお、契約書第5条第6項により取引用電力量計（VCT 含む）の取替に係る費用は企業局が負担します。
2 2	契約書に記載のある甲起因インバランスの定義についてどのようなケースが想定されるのか提示いただけますでしょうか。	発電設備のトラブルによる出力制限、発電計画の予測誤差を想定しています。なお、仕様書 1 0 に記載した実証試験が起因となるインバランス料金については、起因者負担とし、買受人が負わないこととします。
2 3	環境価値の販売量について、目標値はありますでしょうか。また未販売分についての環境価値の帰属はどのような扱いになりますでしょうか。	販売量の目標値は設定しておりませんが、計画電力量 50GW に達するまでの間は、随時募集をかけていただきます。なお、未販売分の環境価値については、買受人に帰属するものとします。
2 4	発電側課金分については、甲の負担という認識で問題ないでしょうか。	契約書第 2 1 条のとおり、系統連系サービス料等は、企業局に代わり買受人が一般送配電事業者へ支払うこととなります。 企業局から買受人に対して系統連系サービス料をお支払いしますが、一方で、買受人から企業局に対して系統連系サービス料相当額をご負担いただくため、双方の債権債務を相殺することとなります。 結果として買受人に金銭負担が生じます。
2 5	環境価値の帰属と運用についての覚書締結の時期と内容ひな形を提示いただけますでしょうか。	仕様書 9 環境価値メニュー（5）に基づく覚書の締結時期は、本契約の締結日から売電開始までの間になります。また、覚書の内容につきましては、買受人との協議により決定するため、ひな形を提示することはできません。
2 6	契約保証金免除の具体的要件についてご提示いただけますでしょうか。ま	一般競争入札参加資格審査申請書を審査し、契約を履行

	た履行保証保険で代替可能でしょうか。	しないこととなる恐れがないと認められる場合に、契約保証金の納付を免除します。 落札者が負う金銭債務の保証を確認できる証書の提出があった場合には、その保証書を現金納付の代替として扱います。
27	広瀬発電所の運転パターン変更要請可能とありますが、要請可能頻度と過去に変更要請の実績ありますでしょうか。	運転パターン変更につきましては、事前に協議を受けた上で、季節毎にパターン変更に応じることを想定しています。今年度にパターン変更の試行を行う予定です。
28	契約書（案）第21条3（1）甲は、系統連系受電サービス料金、延滞利息及び契約超過金について、その都度、乙に支払うものとし、甲から乙への支払いは、第6条に定める電力量料金から乙が相殺することにより行なう。 4 乙は、一般送配電事業者から甲に対し系統連系受電サービス料金の請求がなされた場合、経済産業省が制定する「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」に従い、甲に対して、本契約第2条において定める対象発電所に係る系統連系受電サービス料金相当額を支払うものとし、乙から甲への支払いは、本契約第6条に定める電力量料金から乙が相殺と記載がございますが、発電側課金は買受人負担という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について、電子印の会社印（角印）を使用しての提出でもよろしいでしょうか。	計量値のお知らせ等の提出資料は押印不要になります。
30	入札書に記載する日付は入札日、入札書記入日どちらでしょうか。また、封印に指定がありましたらご教示ください。	入札書に記載する日付は、参加資格審査結果の通知日から入札日までの日付をご記入ください。 入札書の封印につきましては、様式3の入札書記載例の2頁目をご参考ください。
31	山梨県財務規則第百九条の二 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当	一般競争入札参加資格審査申請書により、山梨県財務規

	するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。 三 令第百六十七条の五及び第百六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二箇年間に国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。と記載がございますが、同等の実績の提出を提出する場合、契約保証金免除という認識でよろしいでしょうか。	則第109条の2の規定に該当する者が審査を行い、該当する者は、契約保証金の納付が免除になります。
3 2	納付書と請求書どちらのお支払いとなりますでしょうか。 納付書の場合、落札後サンプルを事前にいただくことは可能でしょうか。	お支払いは、請求書に基づき口座振込にてお願いします。
3 3	・契約後、発電計画は、発注主様から弊社にご提出いただく認識でよろしいでしょうか。 ・30 分エクセルデータで週間、もしくは月間でご提出いただけますでしょうか。 ・月間（週ごとの平日・休日、8 時から22 時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1 時間の平均kW）、年間（月ごとの平日・休日、8 時から22 時とそれ以外の時間帯における最大および最小電力※1 時間の平均kW）でご提出いただくことは可能でしょうか。	仕様書5発電見込み（2）のとおり、発電計画は電子メール等にて通知します。なお、通知の詳細、内容およびメール以外の通知の可否等は受給開始前までに協議により決定します。
3 4	契約期間内に設備工事の予定はありますか。 設備工事費が買受人の工事がある場合、内容と金額をご教示ください。	仕様書別紙5の各発電所における工事、点検委託等をご参照ください。また、買受人に金銭的負担が生じる工事はありません。
3 5	登記簿謄本、印鑑証明、納税証明書等の必要の提出は原本ではなく写しの提出でもよろしいでしょうか	登記簿謄本・印鑑証明書は原本をご提出ください。納税証明書は原本・写しの指定はありません。
3 6	契約条件の不一致等で契約が取れない場合、ペナルティはございますか	仕様書に指定するプランを作成いただいた中で、計画電

		力量相当の契約が確保できなかったことについて、ペナルティ等は発生しません。
37	30 分単位で発電した電力量と需要家に供給した電力量をマッチングさせた上で、非化石価値をオフセットすることを想定とされていますが、30 分当たりのマッチングの証明についてはどのような証明を求められますか？ 例、ブロックチェーンでの証明が必須、Excel データでマッチングデータの提出、需要家と協議等ございましたらご教示ください。	マッチングの証明につきましては、企業局が提出を求めた際に、需要家の承諾を得た上で、データにて提出をいただくことになります。 なお、提出いただくデータについては、特に指定はありません。
38	【契約保証金について】 ・現金納付、銀行保証どちらも可能でしょうか。 ・銀行保証にする場合、お時間を1か月程度いただくことは可能でしょうか	契約保証金については、現金の納付又は保証書の提出のどちらでも可とします。 原則として、落札者決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結するため、その締結日までに保証書を提出するものとします。ただし、保証書の発行手続に時間を要する場合は、7日以内に契約締結ができない正当な理由と判断し、契約締結期限を延伸します。
39	何電源で登録されていますか。	変動電源（単独）になります。
40	契約書（案）第7条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の受給電力量等料金算定上必要な事項を確認する。 と記載がございますが、送配電データが確定後という認識でよろしいでしょうか	ご認識のとおりです。
41	入札説明書7の(4)につきまして、a.b.fの書類は写しで提出することは可能でしょうか。	登記簿謄本・印鑑証明書は原本をご提出ください。納税証明書は原本・写しの指定はありません。
42	また、eの資料につきまして、合計及び都道府県別と記載がございますが、令和7年度の販売実績と全47都道府県別の販売実績を証するものを提出する認識でよろしかったでしょうか。	令和7年度の販売実績と全47都道府県別で山梨県の販売実績を証するものをご提出ください。
43	入札説明書9の(5)につきまして、封筒の開口部への封印は中封筒と表封筒どちらも行うという認識でよろしかったでしょうか。	ご認識のとおりです。

4 4	郵送での入札を考えておりますが、再度入札となった場合、再入札までの日数はどのくらいいただけますでしょうか。	入札説明書 9（8）に記載のとおり、入札日当日に直ちに再度の入札を行います。郵送による再入札書の提出がなかった場合は、再度の入札を棄権したものとみなすため、ご注意ください。
4 5	契約保証金免除対象となる場合、免除とわかるタイミングはいつになりますでしょうか。	落札者決定後に落札者へ通知します。
4 6	財務規則第109条の2の3について、「種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し」と記載がございますが、種類というのは同じ水力発電の契約という認識でよろしいでしょうか。	契約保証金納付の免除については、具体的な基準はありません。一般競争入札参加資格審査申請書を審査し、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に、契約保証金の納付を免除します。
4 7	契約保証金につきまして、銀行保証書での納付は可能でしょうか。また、発行するのに1カ月以上時間を要する可能性があり、契約締結までのお時間をいただくことは可能でしょうか。	契約保証金については、現金の納付又は保証書の提出のどちらでも可とします。 原則として、落札者決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結するため、その締結日までに保証書を提出するものとします。ただし、保証書の発行手続に時間を要する場合は、7日以内に契約締結ができない正当な理由と判断し、契約締結期限を延伸します。
4 8	入札を辞退することとなった場合、入札辞退届の提出期日をご教示いただけますでしょうか。	入札辞退届の提出期限は、7月29日17：00までになります。
4 9	発電側課金について、貴局の負担という認識でよろしいでしょうか。また、支払方法については、電力量料金との相殺という認識でよろしかったでしょうか。	契約書第21条のとおり、系統連系サービス料等は、企業局に代わり買受人が一般送配電事業者へ支払うこととなります。 企業局から買受人に対して系統連系サービス料をお支払いしますが、一方で、買受人から企業局に対して系統連系サービス料相当額をご負担いただくため、双方の債権債務を相殺することとなります。 結果として買受人に金銭負担が生じます。

5 0	天候等により発電量が変更となる場合、1日最大で何回変更がありますでしょうか。また、1コマ最大でどのくらいの数量が変わりますでしょうか。 (【例】6,000kWh→0kWhに発電量が減る等)過去に実際に変更した際のExcel等あればご提供いただくことは可能でしょうか。	参加資格を有すると通知を受けた者で、希望する者に一部のデータを提示します。
5 1	計画変更の際は電話とメールにてご連絡いただけますでしょうか。	仕様書5発電見込み(2)のとおり、発電計画は電子メール等にて通知します。なお、通知の詳細、内容およびメール以外の通知の要否等は受給開始前までに協議により決定します。
5 2	夜間(17時以降)の変更はありますでしょうか。ある場合、変更に対応できない場合はどのような対応になりますでしょうか。	発電計画の変更があった場合は、夜間であっても変更の通知をお送りしています。変更の際の対応については、協議により決定します。
5 3	契約保証金の納付方法について、金融機関が発行する保証書(契約保証)による対応は可能でしょうか。	契約保証金については、現金の納付又は保証書の提出のどちらでも可とします。
5 4	契約保証金の免除対象となる場合、免除の可否はどの時点で通知いただけますでしょうか。	落札者決定後に落札者へ通知します。
5 5	対象発電所及びオプション対象である西山発電所は、すべて非FIT電源との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5 6	「不足時は、買受人が水力発電所の電力量を調達し補填させること」とありますが、補填する水力発電所について要件や制約はございますでしょうか。 (例：県外の水力発電所でも可、追加性要件なしでも可、等)	補填する水力発電所については、県外の水力発電所でも可とし、新規、リパワリング等の要件はありません。
5 7	プラン①・プラン②ともに計画電力量50GWh以上との記載がありますが、各プランの想定販売量について、貴県において需要家の見込みはございますでしょうか。	現在運営している環境価値付き電力料金メニュー「シン・やまなしパワー」が終了することで、ご利用中のお客様が、新しい料金メニューへのスイッチングを希望する可能性はあります。
5 8	各プランについて計画電力量相当の需要家を確保できなかった場合、ペナルティや契約上の不利益等は発生いたしますでしょうか。	仕様書に指定するプランを作成いただいた中で、計画電力量相当の契約が確保できなかったこと場合は、ペナル

		ティ等は発生しません。
59	柚ノ木発電所が実証試験の対象とされていますが、実証試験の実施に伴い、発電計画や運転計画への影響は生じないとの認識でよろしいでしょうか。	発電計画に反映するデータは事前に提供するものとしますが、当該実証試験におけるインバランス料金が発生した場合は、起因者負担とし、買受人が負わないこととします。
60	また、実証試験に伴う影響が想定される場合、仕様書に記載の月別予定電力量にはその影響が反映されているとの理解でよろしいでしょうか。	実証試験の開始時期、及び予定期間は未定のため、月別予定電力量に反映させていません。
61	仕様書10 実証試験の実施（2）実証内容 柚ノ木発電所内に蓄電池を設置することですが、一義的には今回の入札外とは認識しているものの、仮に今回の入札で落札した場合には、蓄電池の運営・運用等に関して落札者の方で何らかに関与する可能性はございますでしょうか。	実証試験は現時点で未定ですが、実施の際は事前に電池の稼働日等を買受人に相談した上で行うこととします。落札者が蓄電池の運営・運用等について関与することはありません。
62	実証事業の具体的な内容および期間をご教示いただけますでしょうか。また、念のための確認ですが、今回の入札対象である電力受給には一切影響を及ぼさないとの理解で齟齬ございませんでしょうか。	実証試験の時期は未定になります。仕様書10に記載した蓄電池の充放電試験を行うため、発電計画に反映するデータは事前に提供するものとします。
63	入札説明書10 入札保証金及び契約保証金（2）契約保証金 弊社は山梨県財務規則第109条の2に該当する認識です。そのため、契約保証金の納付は免除される認識ですが、齟齬ございませんでしょうか。	一般競争入札参加資格審査申請書を審査し、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に、契約保証金の納付を免除します。
64	入札説明書4 入札に関する事項（3）期間 契約希望年数を選択式としているのはどういったご理由からでしょうか。 また、4年が最大となっているご理由含めご教示ください。	入札参加希望者によっては長期間の契約を希望される方もいらっしゃることから、契約希望年数を選択式としました。長期間にすることの経営リスクを鑑みて、最大で4年までとしています。
65	入札説明書4 入札に関する事項（5）売電対象発電所の追加 西山発電所をオプション選択扱いとしているのはどういったご理由からでしょうか。また、令和11年度のみ予定電力量が激減する要因をご教示ください。	西山発電所は令和8年度から令和11年度までの期間に改修を予定しており、令和10年12月から令和12年2月末までの停止に伴い電力量が減少するため、希望で選択できるようオプション扱いとしています。 なお、買受人がオプションの追加を選択しなかった場合は、今年度中に予定している別の売電入札に西山発電所

		を加えて実施することとします。
6 6	入札説明書 1 3 その他 (2) 入札結果の公表 「落札金額」というのは、落札単価ではなく契約年数合計の総額となりますでしょうか。	落札単価になります。
6 7	入札説明書 1 3 その他 (2) 入札結果の公表 契約年数や西山発電所のオプション選択有無は公表されないという理解で齟齬ございませんでしょうか。	契約年数と西山発電所のオプション選択有無は公表しません。
6 8	仕様書別紙 1 対象発電所 広瀬・天科・柚ノ木発電所におけるピーク運転時間帯（朝夕）については、例えば時間数は変えずに時間帯だけを協議により変更する（パターンの追加）といった余地はございますでしょうか。 また、西山発電所においては運転パターン変更やピーク運転の余地はございませんでしょうか。	広瀬・天科・柚ノ木発電所のピーク運転の時間帯を変更することは可能です。 西山発電所では、運転パターンの変更やピーク運転の対応はいたしかねます。
6 9	仕様書 6 発電の停止および制限 今回の予定売電電力量に反映している件名があればご教示ください。また、過去の各件名の発生実績等ございましたらご提示いただけますと幸いです。	予定売電電力量は、過去の発電実績の平均値に仕様書別紙 5 の発電所点検等における停止電力量を反映させていますので、過去の発電の停止および制限を反映させていることになります。
7 0	仕様書 8 電力量料金 (3) 容量市場 (kW 価値) における収入の取り扱い ペナルティ発生時含め、いかなる場合も電力量料金との精算は発生しないという認識で齟齬ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
7 1	仕様書 9 環境価値メニューの設定 計画電力量 (50 GWh 以上) の設定根拠をご教示いただけますでしょうか。 また、加算単価の設定根拠をご教示いただけますでしょうか。	渇水期において 30 分同時同量が可能な電力量を計算し、50 GW を見込んで設定しています。 環境価値メニューの加算単価は、現在運営している「シン・やまなしパワー」の加算単価を参考にし、設定しています。
7 2	仕様書 9 環境価値メニューの設定 (1) 環境価値電力料金メニュー	補填する水力発電所の立地に制約はありません。

	プラン①について、「不足時は、買受人が水力発電所の電力量を調達し補填させること」とありますが、補填する水力発電所の立地に制約はありますでしょうか。	
7 3	仕様書9 環境価値メニューの設定（1）環境価値電力料金メニュー プラン②について、補填に関する記載がございませんが、プラン①と異なり補填は条件とならない理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7 4	仕様書9 環境価値メニューの設定（1）環境価値電力料金メニュー オプション選択により西山発電所を含む形で応札した場合であっても、プラン①・②の計画電力量は50GWh／年（以上）にて変更なしという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7 5	仕様書9 環境価値メニューの設定（1）環境価値電力料金メニュー プラン①および②について、計画電力量50GWhとあるのは販売義務か販売可能量のどちらになりますでしょうか。販売義務の場合、販売量が未達（50GWh未滿）となった際にペナルティ等がありますでしょうか。	販売可能量のため、販売量が未達であってもペナルティ等はありません。
7 6	仕様書9 環境価値メニューの設定（1）環境価値電力料金メニュー プラン①および②について、販売先の県内割合を一定以上にする等の制約等はありませんでしょうか。	環境価値電力料金メニューについて、販売先の県内割合を一定以上にする等の制約等はありませんが、県内企業への優先を考慮していただくものとなります。
7 7	仕様書9 環境価値メニューの設定（1）環境価値電力料金メニュー プラン①について、「不足時は、買受人が水力発電所の電力量を調達し補填させること」とありますが、補填できなかった場合にペナルティはありますでしょうか。	補填がなされない場合、契約義務の不履行として取り扱う場合があります。
7 8	仕様書9 環境価値メニューの設定（1）環境価値電力料金メニュー プラン②について、本契約の対象発電所に加えて、弊社が調達する他社運営の発電所で発電した環境価値を含めた販売量として問題ないでしょうか。	プラン②は不足が生じることは想定していませんが、不足が生じた場合は、別途協議のうえ対応を決定するものとしします。
7 9	仕様書9 環境価値メニューの設定（1）環境価値電力料金メニュー プラン①および②について、プラン名称は買受人が命名することができる	プラン名称については、企業局と買受人の協議により決定させていただきます。

	のでしょうか。	
8 0	仕様書 9 環境価値メニューの設定（１）環境価値電力料金メニュー プラン①および②について、仕様書記載の上限内であれば、加算単価は買 受人が自由に設定可能になりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
8 1	仕様書 9 環境価値メニューの設定（３）電力料金 「加算単価分は、契約書第6条により算定される電力量料金との精算を行 わないものとする」とありますが、こういった意図になりますでしょうか。	加算単価により得られた収入は、契約書第 6 条により算 定される電力量料金の精算において企業局へ還元する必 要はありません。
8 2	仕様書 9 環境価値メニューの設定（３）電力料金 過日の「認証書交付式」の報道資料によりますと、仕様と酷似する「シン・ やまなしパワー」では「電気料金に加算される環境価値料金は、県の環境 施策の財源として活用されています」とありますが、買受人がメニュー提 供したことによって需要家から支払われたメニュー料金を、貴県の財源に 転換する（貴県に支払う）等の応動は入札条件に含まれるでしょうか。	前述の回答のとおり、加算される環境価値料金を企業局 へ還元する必要はなく、入札条件に含まれておりませ ん。 なお、契約書第 6 条により算定される電力量料金の一部 を、県の環境施策の財源として活用するため、「シン・や まなしパワー」と同様に「県の環境施策の財源として活 用している」ものと見なすことができます。
8 3	仕様書 9 環境価値メニューの設定（３）電力料金 仕様と酷似する「シン・やまなしパワー」の「募集要項」によりますと、 「シン・やまなしパワー」では、メニュー提供する需要家は貴県に電力供 給の契約も含めて申請・申込みすることとなっておりますが、この応動は 入札条件に含まれるでしょうか。また、メニュー提供にあたって需要家を 買受人の任意で選定することが許容されるでしょうか。	お見込みのとおり、契約に関して企業局への申請・申込 みを求めます。共同運営に係る詳細事項は覚書にて定め るものとします。 また、メニュー提供にあたって需要家を任意で選定する ことは可能です。
8 4	仕様書 9 環境価値メニューの設定（３）電力料金 プラン①および②について、バックアップで貴県以外の電源使用を前提と するため、社会情勢や電源調達環境の著しい変化があった場合、仕様書記 載の上限以上の加算単価を設定することは可能でしょうか。	加算単価は原則として仕様書記載の単価とします。
8 5	仕様書 9 環境価値メニューの設定（４）期間 プラン①および②の提供期間について、「本契約による電力受給期間とす る」とありますが、これはプラン①および②を買受人が販売する体制を本	ご質問の双方の条件を満たす必要があります。

	契約期間中維持し続けることを規定していると理解してよろしいでしょうか。それとも各プランの各需要家への適用期間（契約期間）が電力受給期間と同一である必要がありますでしょうか。	
8 6	契約書第 5 条（受給電力量の計量） 契約予定年度において、電力量計の取替等の工事は予定しておりますでしょうか。	取引用電力量計は一般送配電事業者の所有物のため、更新時期は把握していません。
8 7	契約書第 2 2 条（守秘義務） 弊社と事業運営上密接な関係性のある親会社等においては、相手方の了解を得ずとも開示可能な開示先としてあらかじめ明記しておくといった協議の余地はございますでしょうか。	守秘義務に係る開示先の範囲については、契約締結後に協議の上、決定させていただく予定です。
8 8	発電計画の提出に関し、内容・形式・提出日時等について事前に協議することは可能でしょうか。	仕様書 5 発電見込み（2）のとおり、発電計画は電子メール等にて通知します。なお、通知の詳細、内容およびメール以外の通知の要否等は受給開始前までに協議により決定します。
8 9	系統制約等発電機の状況に依らず停止や出力抑制が必要な場合、対応することは可能でしょうか。	系統制約等の買受人に起因するものではなく、避けられない停止や出力抑制については対応可とします。
9 0	発電側課金について、対象発電所に係る系統連系受電サービス料金（発電側課金）は、最終的に買受人が負担するとの理解でよいか。	お見込みのとおり、系統連系受電サービス料金は買受人が一般送配電事業者へお支払いいただくこととなります。
9 1	入札書に記載する電力量料金単価は、発電側課金を含まない「純粋な電気料金の買取単価」として設定してよろしいか。それとも買い請け人が発電側課金を負担するのなら、発電側課金を見込んだ買取単価を入札書に記載してよいか。 例）希望買取価格 100 円、発電側課金 10 円 とした場合、 買い請け人は、入札金額から発電側課金を考慮して 入札書に記載の価格は、90 円とするべきか？	発電側課金に係る費用は買受人の負担となりますので、その点をご勘案のうえ、入札額をご提示ください。
9 2	広瀬発電所などパターン変更ができる発電所について、パターン変更はど	運転パターン変更につきましては、事前に要請を受けた

	の程度の頻度で変更可能か。 例えば、日によってパターン設定や、土日や平日など曜日ごとの設定可能か。また、パターンの変更を希望する場合、いつまでに連絡が必要か。	上で、季節毎にパターン変更に応じることを想定しています。 なお、ご例示いただいた日ごと又は曜日ごとの設定変更には対応いたしかねます。
9 3	奈良田第一発電所、西山発電所について実績値や発電予定量は、損失率補正後の数値と認識して相違ないか。	奈良田第一発電所、および西山発電所の実績値や予定電力量は、損失率補正後の数値となります。
9 5	奈良田第一発電所、西山発電所について、発電量の速報値は修正率補正後の数値で連携されるか	奈良田第一発電所、および西山発電所の発電計画において通知する電力量は、損失率補正後の数値となります。
9 4	奈良第一発電所、西山発電所について、修正率をかけている理由は、異電圧によるものか、こう長によるものかご教示頂きたい。また、現行の計量器損失率は何%かご教示頂きたい。	仕様書別紙 1 の奈良田第一発電所、および西山発電所の特記事項に「計量器損失率について別途協議とする。」と記載しておりますが、質問 No.93 および No.94 への回答のとおり、予定売電電力量、発電計画ならびに電力量計により計量した受給電力量は、いずれも計量器損失率補正後のデータです。このため、計量器損失率に関する別途協議は不要となります。 よって、別紙 1 に記載の「計量器損失率について別途協議とする。」は誤記であるため、当該記載を削除します。
9 6	発電計画について、現行の毎日の通知と合わせて、年間、月間、週間計画（可能であれば30分値）は頂くことは可能か。	仕様書 5 発電見込み（2）のとおり、発電計画は電子メール等にて通知します。なお、通知の詳細、内容およびメール以外の通知の要否等は受給開始前までに協議により決定します。
9 7	毎日の通知のタイミングについて、午前10時より早めて頂くことは可能か	発電計画の通知の詳細、内容およびメール以外の通知の要否等は受給開始前までに協議により決定します。
9 8	各発電所の検針日はいつですか。 また、検針データは託送システムから伝送された検針データとなりますか。	月末になります。
9 9	計量器は全地点スマートメータがついておりますでしょうか。	本契約の対象発電所の取引用電力量計は、全てスマート

		メーターになります。
1 0 0	契約保証金について、履行保証保険による代替を検討しております。保険会社との手続きを進めるにあたり、入札における具体的なスケジュールおよび必要書類を確認させてください。 落札結果発表後（令和8年7月30日）から契約開始（令和9年4月1日）までのスケジュールについて、下記3点をご教示ください。 1. 履行保証保険契約は、いつまでに締結しておく必要がありますか。 2. 契約保証金に代えて履行保証保険を利用する旨は、いつまでに、どのような方法で申請すればよろしいでしょうか。 3. その際に提出が必要となる書類（保険証券の写し等）と、その提出期限をご教示ください。 あわせて、上記の保険会社側の制約から、可能であれば売電期間開始の直前（令和9年3月31日まで）など、保険証券提出までに数か月の猶予をいただけますと幸いです。その対応可否についてもご回答いただけますでしょうか。	契約保証金の納付が必要となる買受人においては、契約保証金の納付、若しくは保証書の提出を受けた後に契約締結となりますので、理由がなく保証金納付等を延ばすことは出来ず、速やかな対応をお願いすることになります。 1. 落札者決定後に保険会社との手続きを進めていただき、速やかに保証書を提出いただくようお願いします。保証書の発行に時間を要する場合は、その理由と期間をお申し出ください。 2. 落札者決定後に、保証書を提出する旨をお申し出ください。 3. 保証書の原本をご提出ください。 原則として、落札者決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結するため、その締結日までに保証書を提出するものとします。ただし、保証書の発行手続に時間を要する場合は、7日以内に契約締結ができない正当な理由と判断し、契約締結期限を延伸します。
1 0 1	環境価値電力料金メニュー（プラン①・②）の「計画電力量 50GWh 以上」について、これは買受人の必達義務ではなく、計画値・努力目標と認識しているが、50GWh に満たなかった場合に、買受人に対するペナルティや契約上の不利益は生じないとの認識でよろしいか。	仕様書に指定するプランを作成いただいた中で、計画電力量相当の契約が確保できなかった場合は、ペナルティ等は発生しません。
1 0 2	別紙4 袖ノ木発電所（R5）10月 30分実績の月合計が、別紙3の10月月合計と大きく乖離がございます。別紙3は誤記でしょうか。	仕様書別紙3の袖ノ木発電所の令和5年度10～3月の電力量に誤記があったため、差し替えさせていただきます。

質問 No. 1 2, 1 4、2 2 および 5 9 に伴い変更した「電力受給契約書（案）」、質問 No. 9 5 に伴い変更した「仕様書別紙 1」、ならびに質問 No. 1 0 2 に伴い変更した「仕様書別紙 3」につきましては、令和 8 年 7 月 9 日付けでホームページ上の公告を更新し、掲載しております。